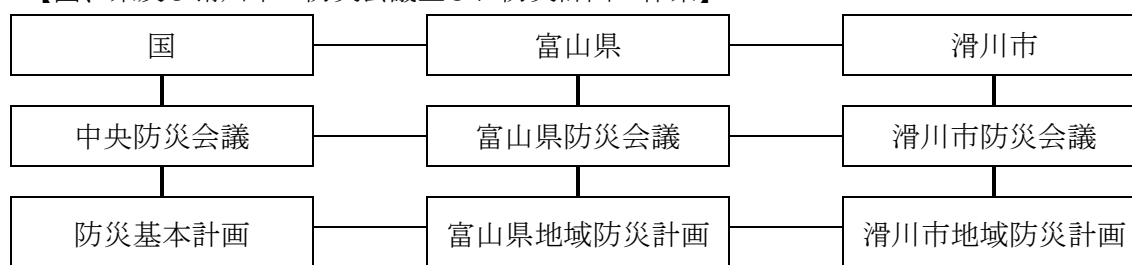


第1節 計画の目的

1 計画の目的

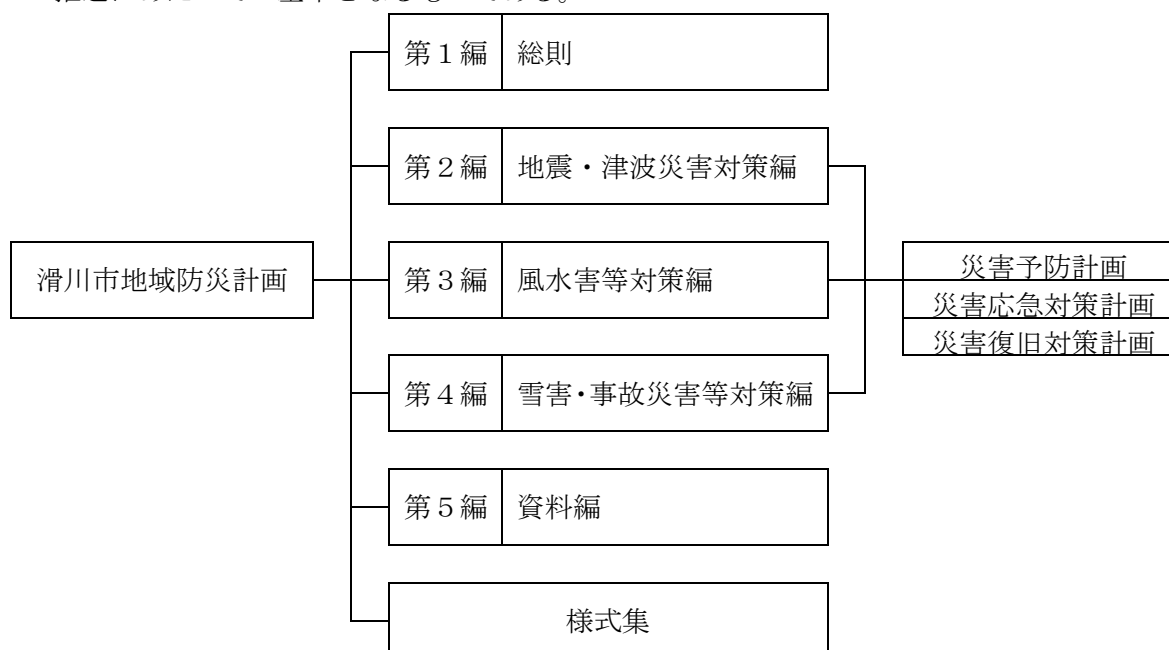
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、滑川市防災会議が滑川市の地域に係る災害に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、市、防災関係機関、市民等が相互に連携し、総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる防災都市づくりの推進に資することを目的とする。

【国、県及び滑川市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の位置づけ・構成

この計画は、市及び防災関係機関等が行う各種の防災活動の指針となり、防災対策事業の推進にあたっての基本となるものである。



この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を地震・津波災害対策編、第3編を風水害等対策編、第4編を雪害・事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、第5編を資料編とし、本計画に必要な関係資料を掲げ、巻末に様式集を記載した。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

4 計画の周知

計画の内容は、市職員、防災関係機関及びその他の防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底するよう努める。

5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2節 防災の基本方策

1 基本方針

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴った高度化、多様化した土地利用、また、密集市街地等の社会条件をあわせもつ本市において、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策のひとつである。

市民の生命と暮らしを守る防災都市の実現を目指し、災害に強いまちづくりを推進するために、次に掲げる事項を基本方針とする。

(1) 減災に向けた災害予防

災害による被害を軽減するための平常時からの備えの継続的展開

(2) 地域防災力の向上

自主防災組織をはじめとした地域コミュニティ防災活動の推進

(3) 災害情報伝達体制の整備

災害情報の収集伝達体制の整備及び情報の共有化の推進

(4) 応急対策と避難環境の整備

的確な応急対策の実施と避難所等における避難環境の整備

(5) 災害対策本部の機能強化

迅速・的確な初動体制の確保

2 防災の各段階における基本方策

防災には、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の各段階があり、それぞれにおいて、国、県、市、公共機関、事業所及び市民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。なお、災害対策の各段階における基本方策は次のとおりである。

(1) 計画的な災害予防対策

ア 災害に強いまちづくりを実現するため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、ライフライン施設、廃棄物処理施設の安全性を強化する。

イ 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設、通信連絡体制、緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ関係機関との連携強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難所、生活救援物資等の確保、ボランティア活動の支援等により救援、救護体制を整備する。

ウ 日常から災害に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、災害時要援護者への啓発等により防災行動力を向上させるとともに、災害予防等の調査研究を推進する。

エ 事故災害防止のため、船舶の所有者、航空運送事業者、鉄軌道事業者及び危険物

等施設の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努めるものとする。

また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査、指導を徹底し、また施設の安全管理に万全を期し、事故災害の発生予防に努めるものとする。

(2) 迅速で円滑な災害応急対策

ア 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、市民への周知徹底を図る。特に土砂災害等の災害危険区域において災害が発生するおそれがある場合には、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発するなど災害による被害の軽減を図る活動を実施する。

イ 発災直後又は災害が発生するおそれがある場合、迅速、的確な初動体制をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集、伝達を行う。

また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用を県へ働きかけるとともに、広域応援を要請する。

ウ 人命救助を最重点とし、被災者に対する救助、救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、市民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、県に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

エ 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導、避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助、救急活動や消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制、輸送対策を実施する。さらに、被災者の生活維持に必要な飲料水、食料、生活必需品等の供給、廃棄物処理、防疫、衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の捜索等、各種の被災者救援活動を行う。

オ 社会諸機能の応急復旧活動として、電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設や公共土木施設、社会教育施設等の応急復旧対策を速やかに講じるとともに、自宅や被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講じるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

カ 海上、航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動体制をとり災害応急対策を実施する。

(3) 速やかな災害復旧対策

ア 市民生活安定のための緊急対策として、生活相談実施、見舞金支給、被災者生活再建支援金制度の活用など、自立的生活再建を支援する。また、被災した中小企業者、農林漁業者に融資等を通じた支援を行い、早期の事業再建を図る。

イ 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導、助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。市、県その他の防災機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策

の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

第3節

防災上重要な機関の実施責任と
処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、市及び県並びに市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 防災関係機関等の責務

市、県及び防災関係機関並びに市民、事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

(1) 市

- ア 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性、耐震性を強化する。
- イ 地域防災拠点施設を計画的に整備する。
- ウ 防災行政無線のデジタル化に努める。
- エ 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、市民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- オ 消防防災設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、県の消防防災ヘリコプターを活用するため臨時離着陸場を確保する。
- カ 水、食料、生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- キ 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の育成を積極的に推進するとともに、市民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

(2) 県

- ア 防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- イ 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し必要な支援を行う。
- ウ 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- エ 防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- オ 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。

(3) 防災関係機関

- ア 市民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応

急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。

イ 消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。

ウ 鉄道、バス、航空、船舶等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

(4) 市民

ア 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、飲料水、食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講じる。

イ 災害を防止するため、地域において相互に協力するとともに、市及び県が行う防災事業に協力し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

ウ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、活性化に努める。

エ 自主防災組織が行う防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、市及び県が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

(5) 事業所・企業

ア 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払うこと。市及び県の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の不燃化等に努める。

イ 消防計画等の策定や自衛消防隊の設置、訓練を行い、事業所の防災力を向上させるとともに、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進する。

ウ 危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。

エ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

2 防災関係機関等の業務大綱

(1) 市

事務又は業務大綱
(1) 滑川市防災会議に関する事。
(2) 災害対策の組織の整備に関する事。
(3) 災害予警報の情報伝達に関する事。
(4) 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事。
(5) 避難の勧告、指示に関する事。
(6) 被災状況の情報収集、伝達及び広報、広聴に関する事。
(7) 被災者の救助、救護に関する事。
(8) 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事。
(9) 消防活動及び水防活動に関する事。
(10) 水道事業の災害対策に関する事。
(11) 児童、生徒に対する応急教育に関する事。
(12) 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事。
(13) 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事。
(14) 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事。
(15) 災害ボランティアの受入調整等に関する事。
(16) 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事。
(17) 災害時要援護者の避難支援に関する事。

(2) 県

事務又は業務大綱
(1) 富山県防災会議に関する事。
(2) 災害対策の組織の整備に関する事。
(3) 災害予警報等の情報伝達に関する事。
(4) 災害に関する情報収集、伝達及び広報、広聴に関する事。
(5) 被災者の救援、救護に関する事。
(6) 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事。
(7) 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事。
(8) 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事。
(9) 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事。
(10) 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事。
(11) 災害ボランティアの受入調整等に関する事。
(12) 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事。
(13) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。
(14) 被災産業に対する融資等に関する事。
(15) 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事。

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
東京管区気象台 富山地方気象台 (富山市)	(1) 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報に関すること。 (3) 気象、地象、水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
北陸財務局 富山財務事務所 (富山市)	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (3) 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること。 (4) 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸与に関すること。
北陸農政局 富山地域センター (富山市)	(1) 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること。 (2) 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関すること。 (3) 政府所有乾パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関すること。
中部森林管理局 富山森林管理署 (富山市)	(1) 森林、治山による災害予防に関すること。 (2) 保安林、保安施設、地すべり防災施設等の整備及び防災管理に関すること。 (3) 国有林野の火災防止等保全管理に関すること。
北陸信越運輸局 富山運輸支局 (富山市)	(1) 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関すること。 (2) 災害時における自動車の調達、あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること。 (3) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (4) 災害時における船舶調達、あつせんに関すること。 (5) 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること。 (6) 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること。
大阪航空局 小松空港事務所 (小松市)	(1) 災害時における富山空港の措置に関すること。 (2) 航空災害の防災対策及び応急措置に関すること。
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部 (高岡市)	(1) 海上災害における救助及び救難に関すること。 (2) 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること。 (3) 海上災害の防止対策及び応急措置に関すること。 (4) 船舶等への気象警報の伝達等に関すること。 (5) 災害時における救助に関すること。
北陸総合通信局	(1) 電波の監理及び有線電気通信の確保に関すること。

(金沢市)	(2) 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 (3) 非常通信協議会の育成指導に関すること。
富山労働局 (富山市)	(1) 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関すること。
中部経済産業局 電力・ガス事業 北陸支局 (富山市)	(1) 生活必需品、復旧資材等災害関連物資の安定的供給の確保に関すること。 (2) 被災商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関すること。 (4) 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること。
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署 (富山市)	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること。
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 (富山市) 伏木富山港湾事務所 (富山市)	(1) 管理河川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報に関すること。 (2) 管理河川流域の砂防工事に関すること。 (3) 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること。 (4) ダムの建設工事に関すること。 (5) 直轄国道の新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること。 (6) 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。 (7) 航路の整備、保全及び管理に関すること。 (8) 国が行う海岸汚染の防除に関すること。 (9) 港湾に係る海岸の整備、利用、保全、その他の管理に関すること。

(4) 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
日本銀行富山事務所 (富山市)	(1) 通貨の円滑な供給確保に関すること。 (2) 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
日本郵便株式会社 北陸支社 (金沢市)	(1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便事業に係る非常取扱い及び援護対策に関すること。 (3) 災害時における郵便局の窓口業務の確保に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道輸送の安全確保に関すること。

金 沢 支 社 (金沢市)	(2) 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。
中日本高速道路株式会社 金 沢 支 社 (金沢市)	(1) 北陸自動車道及び東海北陸自動車道の維持、管理、修繕、改良及び防災対策並びに災害復旧に関すること。
西日本電信電話株式会社 富山支店 (富山市)	(1) 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する こと。 (2) 災害時における緊急通話の確保に関すること。
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
日本赤十字社 富山県支部 (富山市)	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (3) 義援金及び救済物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること。 (4) その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること。
日本放送協会 富山放送局 (富山市)	(1) 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 (2) 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること。
北陸電力株式会社 (富山市)	(1) 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保に関すること。
日本通運株式会社 富 山 支 店 (富山市)	(1) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。

(5) 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 (金沢市)	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関する こと。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。
陸上自衛隊第382施設中隊 (砺波市)	
海上自衛隊舞鶴地方総監部 (舞鶴市)	
航空自衛隊第6航空団 (小松市)	

(6) 指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務大綱
鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道㈱ (富山市)	(1) 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 (3) 災害時における被災地との交通の確保に関すること。
ガス供給事業会社等 ㈱富山県エルピーガス協会 (富山市) ㈱日本コミュニティーガス 協会北陸支部 (富山市) 日本海ガス株式会社 (富山市)	(1) 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること。 (2) ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること。 (3) 市民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること。
自動車運送事業会社 ㈱富山県トラック協会 (富山市)	(1) 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること。
報道機関 北日本放送㈱ 富山テレビ放送㈱ ㈱チューリップテレビ ㈱北日本新聞社 富山新聞社 富山エフエム放送㈱ (富山市)	(1) 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 (2) 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。
㈱富山県医師会 (富山市)	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。
公益社団法人富山県看護協会 (富山市)	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。
㈱富山県薬剤師会 (富山市)	(1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供に関すること。 (2) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
㈱富山県社会福祉協議会 (富山市)	(1) ボランティア活動の整備に関すること。 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること。
土地改良区 (早月川沿岸土地改良区等)	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
指定水防管理団体 (県内15団体)	(1) 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。

(7) その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務大綱
アルプス農業協同組合 滑川漁業協同組合 新川森林組合	(1) 市が行う農林漁業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関する事。 (2) 農作物、林産物等の被害応急対策についての指導に関する事。 (3) 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事。 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 (5) 飼料、肥料等の確保対策に関する事。 (6) 林野火災の予防に関する事。
滑川市医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関する事。
滑川商工会議所	(1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資あっせん等の協力に関する事。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (3) 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのおっせんに関する事。
滑川市社会福祉協議会	(1) 災害救助金品の募集、被災者の救援その他市が実施する応急対策についての協力に関する事。 (2) ボランティアとの連携に関する事。
病院等医療施設の管理者	(1) 避難所の確保と避難訓練の実施に関する事。 (2) 災害時における負傷者の医療救護、助産及び収容患者に対する医療の確保に関する事。
社会福祉施設の管理者	(1) 避難所の確保と避難訓練の実施に関する事。 (2) 災害時における入所者の安全の確保に関する事。 (3) 災害時における緊急入所者の受入れに関する事。
滑川中新川地区広域情報事務組合 (NET3)	(1) 市民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関する事。 (2) 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事。
富山地域衛生組合	(1) 災害時におけるし尿の処理に関する事。
富山地区広域圏事務組合	(1) 災害時におけるごみの処理に関する事。

第4節

自然的特長、社会的要因と災害記録

1 位置・面積

本市は、富山県の北東部に位置し、東は魚津市、南は上市町、西は富山市に接しており、北部は富山湾に面している。黒部川、早月川、常願寺川などによって形成された扇状地と沖積低地からなる東部扇状地平野と富山平野にある。

位置	広さ		面積・海岸線・標高	
			面積	54.61km ²
北緯36度41分～北緯36度47分 東経137度19分～東経137度27分	東西	8.5km	海岸線	7.9km
		南北	8.5km	標高（最高）

2 自然的特性

(1) 気象概要

ア 春

冬から夏の転換期で、初めは天気変化が激しいが次第に春めいてくる。発達した低気圧が日本海を通ることが多く、通過時には強風が吹き荒れる。また、フェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。

イ 夏

梅雨の前半は梅雨前線が太平洋側にあることが多いため、比較的穏やかな天気が続くが、後半は梅雨前線が日本海側まで北上して、大雨に見舞われることが多くなる。梅雨明け後は太平洋高気圧に覆われて安定した暑い日が続くが、熱雷や前線によって、短時間の強雨や落雷等が発生しやすい。

ウ 秋

移動性の高気圧に覆われて澄みきった秋晴れの日が現れるようになるが、秋雨前線や台風の影響を受けて、曇りや雨のぐずついた天気が続くこともある。晩秋には、大陸から寒気が流れ込むようになり、山岳方面で降雪が始まり、平地では肌寒いしぐれ模様の天気となる。

エ 冬

西高東低の冬型の気圧配置に支配され、曇りや雪の日が多くなる。日本海の上空に強い寒気が流れ込むと、雪の降る日が続き、時々大雪に見舞われる。海上は波の高い日が多く、特に北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときには、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

3 社会的要因

災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

(1) 人口・世帯

平成22年5月現在、本市における総人口は33,897人で、県人口の3%を占めている。また、世帯数では、11,364世帯となっており、県世帯数の3%を占めている。人口は、若干減少しており、少子高齢化が進んでいる一方、世帯数は年々増加しており、核家族化が着実に進行している現状である。

また、人口減少と高齢化が著しい山間の過疎地域を有する一方、旧市街地においては人口の空洞化現象が起こっており、災害時における初動体制及び避難体制等防災対策に影響が大きいと予想される。

(2) 市街地

旧市街地の一部の住宅等では老朽化が進んでおり、こうした状況では、災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

(3) 交通機関の発達

大量輸送機関である鉄道の発展、北陸自動車道や富山空港といった高速交通網の整備により利便性が向上したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等の発生の危険性をはらんでいる。また、多数の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が拡大されることが懸念される。

(4) 生活環境の変化

生活様式の近代化により、電力、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まる中で、こうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。

(5) コミュニティ活動の停滞

都市化の進展、通勤者の増加などに伴い、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。地域において被害を少しでも軽減するためには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

4 災害記録

市域並びに市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした主な災害は、資料1に示すとおりである。

第5節 災害の危険性

市民の生命・財産を守るため災害に強いまちづくりを積極的に推進していかなければならない。そのためには、まず災害の危険性を把握する必要がある。

1 地震災害の危険性

(1) 活断層

断層とは、ある面を境として両側にずれのみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。活断層は、地震の発生源となりうるものであり、その存在は重要視されている。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」）において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表している。

現在公表されている県内の活断層については、次のとおりである。

ア 跡津川断層帯

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯である。全体の長さは約69kmで、ほぼ東北東—西南西方向に延びる。本断層帯は、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴う。平均的な右横ずれの速度は約2～3m/千年、最新の活動は1858年（安政5年）の飛越地震であったと推定される。その際には、約4.5～8mの右横ずれが生じた可能性がある。また、平均活動間隔は約2,300年～2,700年と推定される。

イ 牛首断層帯

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯である。長さは約54kmで、ほぼ北東—南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯である。最新活動時期は11世紀以後、12世紀以前、平均活動間隔は約5,000年～7,100年と推定される。

ウ 魚津断層帯

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯である。全体の長さは約32kmで、概ね北北東—南南西方向に延びる。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴う。平均的な上下方向のずれの速度は、約0.3m/千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は8千年程度以下の可能性がある。

エ 砺波平野断層帯西部

砺波平野断層帯西部は、長さは約26kmで、概ね北東—南西方向に延びる。本断層帯

は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成される。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は、0.3～0.4m/千年程度以上、最新の活動は約6,900年前以後、1世紀以前、平均活動間隔は約6,000～12,000年若しくはこれらよりも短い間隔であったと推定される。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていない。

オ 砺波平野断層帯東部

砺波平野断層帯東部は、長さは約21kmで、北北東—南南西方向に延び、高清水断層からなる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は、0.3～0.4m/千年程度、最新の活動は約4,300年前以後、約3,600年前以前、平均活動間隔は約3,000～7,000年程度であったと推定される。

カ 呉羽山断層帯

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約22km以上とされているが、平成23年5月に発表された「呉羽山断層帯（海域部）成果報告書（富山大学、地域地盤環境研究所）」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長12.7km、総延長約35kmとされた。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は、0.4～0.6m/千年程度、最新の活動は約3,500年前以後、7世紀以前であった可能性がある。また、既往の研究成果による直接的なデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は約3,000～5,000年程度であった可能性がある。

キ 庄川断層帯

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成される。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西—南南東に延びる。本断層帯は左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴う。最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定され、平均活動間隔は約3,600～6,900年の可能性がある。

(2) 液状化

液状化は、地下水面が比較的高く、水分を多く含んで飽和した状態でゆるく堆積している砂地盤特有の現象である。砂の粒径が0.1mm前後の細粒で、間隔がゆるいもの、また細粒分が少なく粒径がほぼ均一なものほど液状化しやすく、液状化した地盤は、重いものは沈み軽いものは浮上するとともに、地盤が低い方へ流れる側方流動を起こす場合もある。

本市が、平成8年度に実施した「アセスメント調査」によれば、液状化の危険度を予測した結果は、次のとおりである。

ア 大規模な液状化が発生する区域

早月川沿いの地域、郷川沿いの地域、高知川沿いの地域、海岸沿いの地域の一部、
上市川河口部及び上市川沿いの有金地内

イ 中規模な液状化が発生する地域

- 東地区、西地区及び西加積並びに中加積地区の上市川沿いの地域
 ウ 詳細な液状化の検討が必要な区域
 西加積の上市川沿いの地域と西地区

2 津波災害の危険性

(1) 想定した津波の概要

国の防災基本計画においては、津波被害想定の設定に当たって、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本としている。

ア 発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1）

イ 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）

富山県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記アの100年に1度程度の「発生頻度の高い津波」は、文献調査において確認されていない。上記イについても、文献調査において東日本大震災のような（600年～1,000年と推定される）海溝型の津波は確認されていない。

県が実施した津波シミュレーションの調査結果(H24.3公表)は、念のためあらゆる地震発生の可能性を想定して、確率は極めて低い、3,000～5,000年に1度程度の活断層（呉羽山断層帯）や、未確認の断層（糸魚川沖や能登沖の断層）による津波を想定したものである。また、参考までにこれまで連動が確認されていない断層が連動する場合（糸魚川沖の断層）も想定し、さらに、最悪の事態を考慮し、海岸保全施設等が「機能する場合」に加え、「破壊される場合」も想定した調査結果となっている。

(2) 想定される地震の前提条件

名称	規模 (M)	原点	断層の長さ (km)	断層の幅 (km)	滑り量 (m)
呉羽山断層帯の地震	7.4	北緯 36.872° 東経 137.343°	35	22	2.9
糸魚川沖地震	7.2	北緯 37.002° 東経 137.556°	28	44	2.2
能登半島沖地震	7.2	北緯 37.531° 東経 137.463°	28	44	2.2
(参考)糸魚川沖地震 【断層が連動する場合】	8.0	北緯 37.002° 東経 137.556°	84	44	6.6

(3) 沿岸自治体ごとに想定される津波高及び最大津波高の到達時間の予測結果

沿岸 市町	呉羽山断層帯の地震		糸魚川沖地震		能登半島沖地震		(参考)糸魚川沖地震 【断層が連動する場合】	
	地震規模 M7.4 長さ 35 km すべり量 2.9m		地震規模 M7.2 長さ 28 km すべり量 2.2m		地震規模 M7.2 長さ 28 km すべり量 2.2m		地震規模 M8.0 長さ 84 km すべり量 6.6m	
	津波高 (m)	最大津波高 の到達時間 (分)	津波高 (m)	最大津波高 の到達時間 (分)	津波高 (m)	最大津波高 の到達時間 (分)	津波高 (m)	最大津波高 の到達時間 (分)
滑川市	2.3~7.1	2	0.3~0.7	10	0.3~0.5	11	1.5~2.9	15
富山市	1.4~5.2	1	0.4~1.5	11	0.4~1.1	13	1.9~3.6	13
高岡市	0.8~1.8	4	0.1~1.0	14	0.2~1.1	15	0.8~3.5	18
魚津市	1.3~4.8	2	0.2~0.9	8	0.2~0.5	10	1.3~3.0	14
氷見市	1.2~3.9	5	0.5~1.4	12	0.3~1.1	14	2.1~4.6	12
黒部市	0.8~3.5	2	0.2~0.8	6	0.2~0.5	8	1.1~3.2	6
射水市	0.8~3.1	1	0.1~1.5	13	0.1~1.5	15	0.4~3.9	14
入善町	0.8~2.3	3	0.4~2.5	5	0.2~1.4	7	1.5~5.0	5
朝日町	0.5~1.2	9	0.9~2.7	3	0.6~1.9	8	2.5~5.6	3

(4) 想定される浸水域

	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合		
	浸水域面積(km ²)			浸水域面積(km ²)		
		1~2m	2m以上		1~2m	2m以上
呉羽山断層帯の地震	0.4	0.1	0.1	1.4	0.4	0.1
糸魚川沖地震	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
能登半島沖地震	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(参考)糸魚川沖地震 【断層が連動する場合】	0.2	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0

なお、早月川、上市川などの河川については、津波の遡上による被害についても注意する必要がある。

※資料「滑川市津波ハザードマップ」

3 水害の危険性

(1) 河川氾濫等

河川氾濫は、過去の災害履歴等を参考にその状況を考察すると、前線の活動が活発化したときに集中豪雨の発生が多い。7月から8月に多く、1日の降雨量が110mmを超すと、家屋の浸水被害、用排水路の氾濫による道路や田畑の冠水被害が発生しやすくなるため、内水災害に注意する必要がある。

内水災害を受けやすい所として、次のものが挙げられる。

- ① 旧河道、後背低地などの分布する氾濫平野や谷底低地などの低地
- ② 都市化された台地上の凹地
- ③ 出口がふさがれている谷底低地

滑川市では、特に①と③に相当する場所が内水災害を受けやすい。

また、河川の堤防が壊れたり、河川の水が堤防を越えて流入したりする外水災害が発生しやすい箇所は、次のものが挙げられる。

- ① 河道の屈曲部
- ② 合流地点付近
- ③ 河幅の急変部

滑川市では、特に①と②に相当する箇所に注意が必要である。

※資料「滑川市洪水ハザードマップ」

(2) 高波

北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときには、「寄り周り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがあり、沿岸部に浸水・流失の被害が生じる危険性がある。

(3) 高潮

高潮による直接の被害の可能性は低いものの、低気圧等による潮位の上昇や降雨による河川上昇等の条件によっては、沿岸部河川沿いで内水による浸水被害がでる可能性がある。

4 土砂災害の危険性

土砂災害の中で最も人的被害が多いものは、急傾斜地災害であり、次いで土石流災害、地すべり災害の順である。土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

過去の土砂災害を調査した結果によると、滑川市では土砂災害の発生は少ないが、地形から土砂災害の発生する可能性のある地域は、蓑輪・東福寺・東福寺野・小森・大浦・大日・本江の地域である。

- ① 地すべり危険箇所→蓑輪・東福寺・大浦・千鳥・東福寺野・小森
- ② 急傾斜地崩壊危険箇所→蓑輪・東福寺・大浦・本江・小森・大崎野
- ③ 土石流危険区域→蓑輪・小森・本江

※資料「滑川市土砂災害ハザードマップ」

5 雪害の危険性

大雪は、山地に多く降る山雪と平野部を中心として降る里雪に大別されるが、山・里ともに大雪となることも少なくない。雪質は湿り気が多いのが特徴である。また、年末から年始、1月半ば前後、節分頃には大雪に見舞われることが多いので特に注意が必要である。積雪、降雪により、道路をはじめとして各種の交通に支障をきたすことや家屋等の損壊被害が発生するなど地域経済社会に与える影響が大きいものがある。特に、山間部にあっては、雪崩の発生も危惧され、人家の被害や孤立集落が発生する可能性もある。

過去の雪害を調査した結果によると、滑川市では雪崩の発生が少ないが、地形から雪崩の発生する可能性が高い地域は、大浦・蓑輪・東福寺・本江・小森である。

6 事故災害の危険性

交通網の発達により、多くの自動車を利用される等、自動車に依存する部分が多いものがあり、事故災害に繋がる可能性や、他の災害において交通混乱を引き起こし被害が拡大することが懸念される。

第6節 被害の想定

地震には、海溝型地震と断層型地震があるが、過去の記録から、富山県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられている。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県の自然条件及び社会条件を反映させた上で、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものである。

1 地震の想定

防災上考慮すべき地震の求め方は、必ずしも一定の方法が確定されているわけではない。過去の地震歴が不明の場合には、適当な地震を設定し、被害想定を行うことになるが、その地方の地震歴が判明している場合には、総計処理によって再現期間に対応したマグニチュード等を採用することが多い。しかし、どの程度の再現期間をとるかによって想定される地震規模は大きく異なる。

本計画による地震の想定については、国及び富山県等が行った地震調査研究事業の結果を踏まえ、牛首断層、魚津断層、呉羽山断層、高清水断層、黒菱断層、庄川断層、常念寺断層、石動断層、猫又山断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。

2 被害の想定

牛首断層、魚津断層、呉羽山断層、高清水断層、黒菱断層、庄川断層、常念寺断層、石動断層、猫又山断層を震源とする直下型地震が発生した際の各々の震度分布図を作成し、50mメッシュごとに最大値を表したもので、一つの地震発生時の震度とは異なる。

3 被害想定の概況

(1) 予想震度分布

地震の予測震度は地震ハザードマップのとおりであり、市全域の震度分布は震度5強～7を示している。

(2) 地盤の液状化

地盤の液状化については、液状化マップ（地震ハザードマップ裏面）のとおりである。

(3) 被害の概要

被害の概要については、危険度マップ（地震ハザードマップ裏面）のとおりである。

また、地震発生時に通行を確保すべき道路として「富山県地域防災計画」に定める滑川市の緊急通行確保路線については、これらの路線の沿道に災害時に道路閉塞が懸念される建築物が54件あり、緊急通行確保路線の閉塞が懸念される。

(4) 津波による被害想定

① 想定される被害の規模

津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

② 想定される被害

	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合		
	木造建物(棟)		死者 (人)	木造建物(棟)		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊	
呉羽山断層帯の地震	34	17	7	48	178	8
糸魚川沖地震	0	6	1	0	8	1
能登半島沖地震	0	5	1	0	6	1
(参考)糸魚川沖地震 【断層が連動する場合】	16	22	1	19	28	1

第7節 災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他防災関係機関相互の有機的連携を図り、市民、関係団体、ボランティア等の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 滑川市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、滑川市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、滑川市防災会議を置く（滑川市防災会議条例（昭和38年条例第23号））

2 滑川市災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく滑川市災害対策本部の組織は、滑川市災害対策本部条例（昭和38年条例第24号）及び本計画に定めるところによるものとする。

(1) 設置基準

ア 地震

- ・ 震度5強以上の地震を観測したとき。
- ・ 津波警報（オオツナミ）が発表されたとき。
- ・ 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

イ 風水害等

- ・ 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。

(2) 設置場所

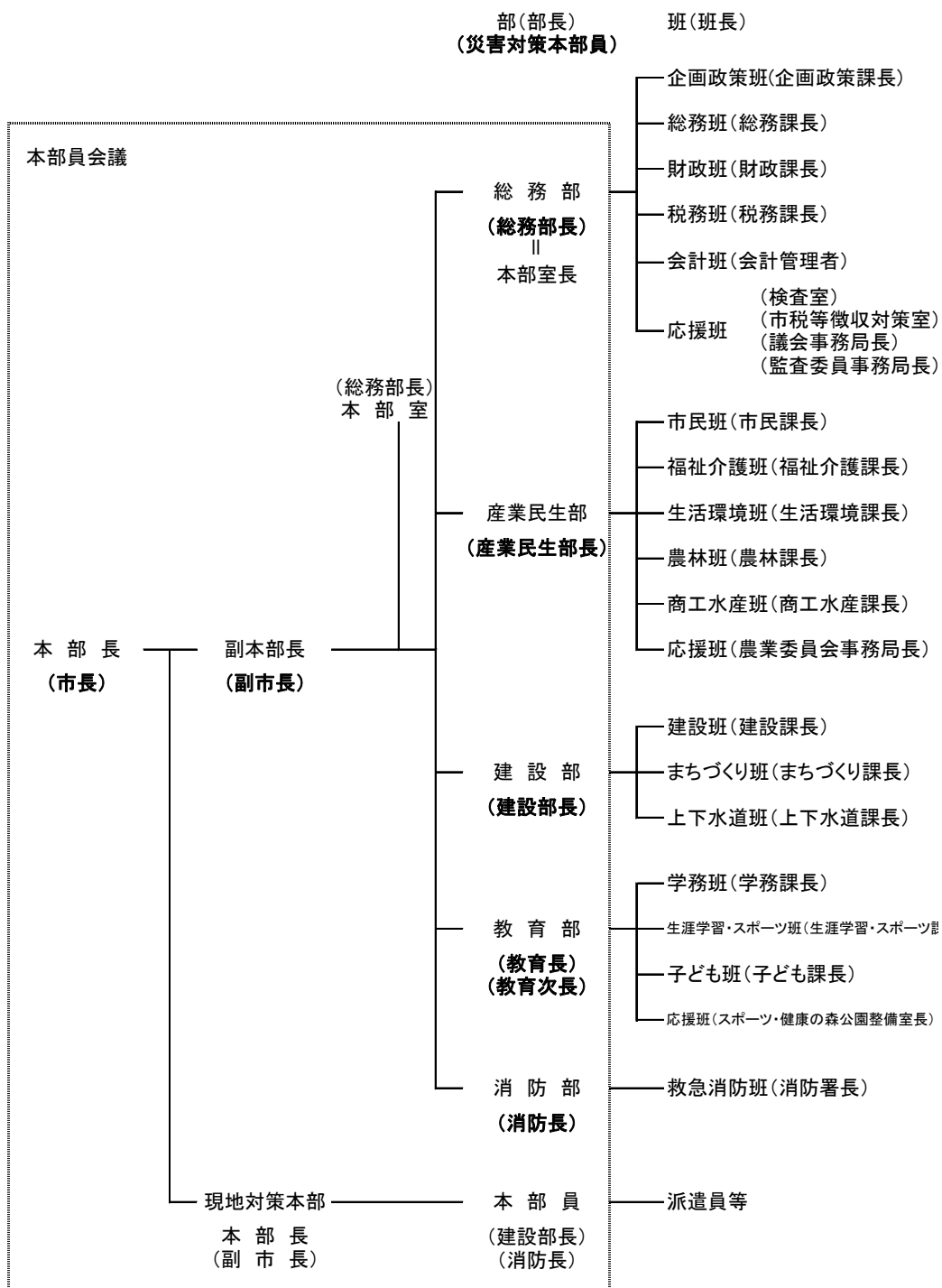
災害対策本部は、滑川市役所に置く。

なお、市庁舎が被災のため使用できない場合は、滑川市民交流プラザ又は消防本部に設置する。

(3) 組織系統

滑川市災害対策本部の組織系統は、次のとおりとする。

滑川市災害対策本部組織図



(4) 任務分担

各組織の任務分担等は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部長（市長）

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策本部副本部長（副市長）

災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部会議

- ① 本部長、副本部長及び本部員でもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。
 - A 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - B 動員配備体制に関すること。
 - C 各部班間の調整事項の指示に関すること。
 - D 自衛隊の災害派遣に関すること。
 - E 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - F 応援協定締結市等への応援要請に関すること。
 - G その他、災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止に関すること。
- ② 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは本部会議を召集する。
- ③ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。
- ④ 本部員は、その所管事項に関し、本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部会議に付議しなければならない。

エ 本部室

- ① 当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。
- ② 本部室長は、総務部長を充てる。
- ③ 本部室要員は、あらかじめ指定された職員を充てる。
- ④ 本部室は、次の事項を処理する。
 - A 各種情報の管理に関すること。
 - B 各部班の活動状況の把握に関すること。
 - C 広域応援（自衛隊の災害派遣を含む。）の調整に関すること。
 - D 防災活動全般の調整に関すること。
 - E 本部会議の運営に関すること。

オ 各部・班

- ① 市災害対策本部に部、班を設ける。
- ② 別表の分掌事務により災害応急対策を遂行する。

カ 現地災害対策本部

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、被災現場近くの公共施設等に必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

現地対策本部長は、副市長を充てる。

キ 災害対策本部の解散

本部長は、災害応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部又は現地災害対策本部を解散する。また、解散したときは、市長は、県知事、防災関係機関等に

その旨を通知する。

部 (部長)	分掌事務	班 (班長)	分掌事務
総務部 (総務部長)	災害対策本部の運営、各部及び関係機関等との連絡調整、職員の配置、要望事項のとりまとめ及び財務に関すること。	企画政策班 (企画政策課長)	(1) 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめに関すること。 (2) 災害対策に必要な統計に関すること。 (3) 災害写真の撮影、収集等に関すること。 (4) 災害時の広報に関すること。 (5) その他災害に関する広報資料収集及び提供に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 報道機関との連絡に関すること。 (8) その他各部各班に属さないこと。
		総務班 (総務課長)	(1) 災害対策本部の運営に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 各部からの被害報告の取りまとめに関すること。 (4) 職員の非常配備、動員招集及び配置に関すること。 (5) 避難命令に関すること。 (6) 自衛隊の出動要請に関すること。 (7) 国・県との連絡調整に関すること。 (8) 災害時における県及び他市町村への応援依頼に関すること。 (9) 防災会議に関すること。 (10) 職員のり災給付に関すること。 (11) 本部長、副本部長の秘書に関すること。 (12) 視察者及び見舞者の応接に関すること。 (13) 災害功労者の表彰及び礼状の発送に関すること。 (14) 防災関係機関との連絡に関すること。 (15) 部内の連絡調整に関すること。 (16) 各部各班との連絡調整に関すること。
		財政班 (財政課長)	(1) 災害対策に関する予算措置に関すること。 (2) 市有財産の被害調査の取りまとめに関すること。 (3) 市有財産の災害対策及び修理に関すること。 (4) 防災行政無線の運用に関すること。 (5) 高度情報通信ネットワークに関すること。 (6) 市有自動車の配備に関すること。 (7) 臨時電話、放送設備の整備に関すること。 (8) 気象情報の授受及び通報に関すること。 (9) 応急公用負担に関すること。 (10) 避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設) (11) 他班の応援に関すること。
		税務班 (税務課長)	(1) 家屋、家財、土地等の被害調査に関すること。 (2) 災害に伴う市税の減免等に関すること。 (3) 他班の応援に関すること。
		会計班 (会計管理者)	(1) 災害救助資金等の出納に関すること。 (2) 義援金の出納保管に関すること。 (3) 用度に関すること。

		応援班 (検査室長) (市税等徴収対策室長) (監査委員事務局長)	(1)他班の応援に関する事。
		応援班 (議会事務局長)	(1)市議会との連絡に関する事。 (2)他班の応援に関する事。
産業民生部 (産業民生部長)	施設等の災害対策、環境衛生の保持、防疫対策、医療救護、農畜産物関係、農地林務関係、商工業関係、水産業関係及び観光関係の災害対策に関する事。	市民班 (市民課長)	(1)自衛隊との連絡に関する事。 (2)行方不明者等に係る捜索依頼、届出の受付及びこれに関する連絡、指導、指示に関する事。 (3)町内会並びに諸団体との連絡に関する事。 (4)災害時の各種住民相談に関する事。 (5)り災者の医療救護に関する事。 (6)救護班の編成に関する事。 (7)救護所の開設及び救助用医薬品に関する事 (8)近隣医療機関との連携に関する事 (9)他班の応援に関する事。 (10)部内の連絡調整に関する事。
		福祉介護班 (福祉介護課長)	(1)災害救助活動の総括に関する事。 (2)災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用申請に関する事。 (3)災害救助法に基づく救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 (4)り災者台帳の作成及びり災者証明書の発行に関する事。 (5)り災者に対する生活保護及び法外援護に関する事。 (見舞金品の取扱いを含む。) (6)り災者及び応援者に対する炊き出しの確保並びに給与に関する事。 (7)義援金、義援物品の出納保管に関する事。 (8)障害者関係施設、介護老人保健施設その他社会福祉施設の災害対策に関する事。 (9)災害時要援護者対策の総括に関する事。 (10)災害時要援護者の避難及び援護に関する事。 (11)災害救援ボランティアに関する事。 (12)身元不明者に関する事。 (13)避難所の開設及び運営等に関する事。
		生活環境班 (生活環境課長)	(1)防疫対策の樹立及び伝染病予防に関する事。 (2)ごみ、し尿等の環境衛生の保持に関する事。 (3)応急仮設トイレ等の確保設置に関する事。 (4)環境衛生関係施設の災害対策に関する事。 (5)防犯協会との連絡調整に関する事。 (6)交通情報の収集把握に関する事。 (7)交通指導に関する事。 (8)交通機関との連絡調整に関する事。 (9)災害時の企業の公害発生防止指導に関する事。 (10)公害苦情等の処理及び対策に関する事。 (11)死体の検案、安置、埋葬に関する事。

			(12)火葬施設及び安置所に関すること。
		農 林 班 (農 林 課 長)	(1)農作物及び農畜産林産施設の被害調査に関すること。 (2)災害時の主食、生鮮食料品等の確保に関すること。 (3)農作物及び農業施設の災害対策に関すること。 (4)農作物、種苗及び生産資材の緊急あっせんに関すること。 (5)病害虫発生の防除に関すること。 (6)園芸特産物及び園芸関係施設の災害対策に関すること。 (7)園芸特産物の種苗及び生産資材の緊急あっせんに関すること。 (8)家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策に関すること。 (9)家畜飼料に関すること。 (10)家畜の伝染病の防疫に関すること。 (11)農林金融に関すること。 (12)林産物の災害対策に関すること。 (13)産業経済団体との連絡調整に関すること。 (14)避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設)
		商 工 水 産 班 (商 工 水 産 課 長)	(1)商工業関係資材等の緊急輸送手配に関すること。 (2)工業、事業所等の災害対策に関すること。 (3)中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 (4)観光施設の災害対策に関すること。 (5)観光客の災害応急対策に関すること。 (6)水産関係の災害対策に関すること。 (7)漁港施設の災害対策に関すること。 (8)漁船、ボート、川舟等の応急使用に関すること。 (9)水産物の調達に関すること。 (10)労働者災害状況調査に関すること。 (11)燃料等の調達に関すること。 (12)産業経済団体との連絡調整に関すること。
建 設 部 (建 設 部 長)	水防並びに公共土木施設及び都市計画施設の災害対策、上水道施設及び下水道施設の災害対策に関すること。	建 設 班 (建 設 課 長)	(1)水防情報の収集、水防活動及び水防計画に関すること。 (2)道路、橋りょうの災害対策に関すること。 (3)河川、海岸等の災害対策に関すること。 (4)道路の除雪計画及び実施に関すること。 (5)地滑り、急傾斜地、砂防等の災害対策に関すること。 (6)高潮、津波等による災害対策に関すること。 (7)交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 (8)道路に係るなだれ対策に関すること。 (9)緊急救援物資の輸送及び車両の確保に関すること。 (10)緊急通行確保路線に関すること。 (11)障害物の除去、道路啓開に関すること。 (12)応急復旧、緊急措置に要する作業員、車両、重機、諸資材等の確保と調達に関すること。 (13)コミュニティ防災センターに関すること。 (14)農地の災害対策に関すること。

			<p>(15)ため池、用排水路、頭首工、農道、農道橋等の農業用施設の災害対策に関すること。</p> <p>(16)たん水防除に関すること。</p> <p>(17)地すべり、治山及び林道施設の災害対策に関すること。</p> <p>(18)農地、林野のなだれ対策及び危害防止に関すること。</p> <p>(19)ダム及び水門管理者等の指導及び連絡に関すること。</p> <p>(20)地域ぐるみ除排雪に関すること。</p> <p>(21)避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設)</p> <p>(22)その他災害復興建設に関すること。</p> <p>(23)部内の連絡調整に関すること。</p>
		まちづくり班 (まちづくり課長)	<p>(1)都市計画施設、公園緑地等の災害対策に関すること。</p> <p>(2)水防活動、除雪活動等の応援に関すること。</p> <p>(3)市営住宅の災害対策に関すること。</p> <p>(4)り災者に対する市営住宅への一時入居に関すること。</p> <p>(5)応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>(6)住宅金融公庫の特別融資に関すること。</p> <p>(7)市有建築物の応急復旧指導に関すること。</p> <p>(8)コミュニティ防災センターに関すること。</p> <p>(9)公共土木施設の被害調査に関すること。</p> <p>(10)倒壊家屋等の処理に係る指導に関すること。</p>
		上下水道班 (上下水道課長)	<p>(1)水道施設の災害対策に関すること。</p> <p>(2)飲料水の確保供給に関すること。</p> <p>(3)飲料水の衛生管理に関すること。</p> <p>(4)下水道施設の災害対策に関すること。</p> <p>(5)農業集落排水施設の災害対策に関すること。</p> <p>(6)下水道等供用区域内の応急仮設トイレ等の確保設置に関すること。</p>
教育部 (教育長) (教育次長)	教育関係の災害対策に関すること。	学務班 (学務課長)	<p>(1)教育関係施設(幼稚園以外)の災害対策に関すること。</p> <p>(2)り災児童、生徒の授業に関すること。</p> <p>(3)り災児童、生徒への教科書等の支給に関すること。</p> <p>(4)り災児童、生徒の保健管理に関すること。</p> <p>(5)り災児童、生徒の学校給食に関すること。</p> <p>(6)り災生徒の育英、奨学に関すること。</p> <p>(7)児童、生徒の避難誘導及び救護保護に関すること。</p> <p>(8)り災者等の給食に関すること。</p> <p>(9)避難所の開設及び運営等に関すること。</p> <p>(10)部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。</p>
		生涯学習・スポーツ班 (生涯学習・スポーツ課長)	<p>(1)社会教育施設の災害対策に関すること。</p> <p>(2)文化財の災害対策に関すること。</p> <p>(3)避難所収容者に対する生活指導に関すること。</p> <p>(4)災害救助活動に協力する婦人会、青年団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(5)体育施設の災害対策に関すること。</p> <p>(6)災害救助活動に協力する体育団体と連絡調整に関すること。</p>

			(7) 避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設)
		子ども班 (子ども課長)	(1) 保育所及び幼稚園の災害対策に関すること。 (2) 災害時の子ども対策に関すること。 (3) 被災母子世帯及び被災児童の援護に関すること。 (4) 避難所の開設及び運営等に関すること。(所管施設)
		応援班 (スポーツ・健康の森 公園整備室長)	(1) 他班の応援に関すること。
消防部 (消防長)	火災その他の 災害の予防、 警戒及び防ぎ よ並びに災 者の救出に 関すること。	救急消防班 (消防署長)	(1) 消防及び水防に関すること。 (2) 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関するこ と。 (3) 消防隊の出動計画に関すること。 (4) 気象情報の収集及び伝達に関すること。 (5) 災害現場における消防隊の指揮連絡に関すること。 (6) 被災地の警備、警戒に関すること。 (7) 被災者の救助救出及び救急搬送に関すること。 (8) 住民の避難誘導に関すること。 (9) 行方不明者の捜索に関すること。 (10) 隣接市町消防機関との相互応援に関すること。 (11) 消防団活動の全般に関すること。 (12) 自主防災組織に関すること。